平成２６年（フ）第２１８号
福岡県久留米市草野町紅桃林404番地３
債務者　橋本　啓一
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２６年（フ）第２５２号
佐賀県神埼市千代田町詫田1146番地
債務者　島こと　野口　七重
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第３４８号
鹿児島県鹿児島市吉野町7132番地13
債務者　久保　周一
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目３番11号　大野ビル403号
債務者　山田　勇人
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２６年（フ）第２０７号
茨城県つくば市高野台２丁目10番地11　レオパレスグレース207号
債務者　張替　雅子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２６年（フ）第１６８号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｃ―95
債務者　馬場　俊光
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１７８号
三重県鈴鹿市南江島町７番30号　オークプラザ203号室、前住所三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目７番１号　ハイツ旭が丘あざみ棟032―27
債務者　鈴木　和泰
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所破産係
平成２６年（フ）第１６１号
三重県三重郡川越町大字豊田327番地１　ベルカーサ富洲原503号
債務者　新井　敏文
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第１９３号
三重県四日市市平町17番10号
債務者　秦　まつ子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第１９４号
三重県四日市市平町17番10号
債務者　秦　　一
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第２０２号
三重県桑名市大字蓮花寺902番地　ハッピー2000稲場３Ｄ
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第２０８号
三重県四日市市三重３丁目30番地
債務者　吉住　　哲
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２６年（フ）第１０７２号
京都市伏見区羽束師鴨川町27番地12　吹田方
債務者　清水　典子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第１１０９号
京都府城陽市富野堀口89番地の36
債務者　竹本佐知栄（旧姓鹿島）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第１１２３号
京都市山科区厨子奥苗代元町10番地37
債務者　加地　昌之
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第１１３３号
京都市山科区大宅岩屋殿３番地95　サンライズ大宅102
債務者　本郷　恵司
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２６年（フ）第１１４２号
京都市右京区西院久保田町４番地１　西京極ハイツ301号室
債務者　小西さかゑ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係